

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契 約 番 号	第61－21－00487号		
件 名	土木工事設計積算システム改修業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 9日		午前10時 00分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,025,000 円	主 管 課	61 計画課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000107130 東芝デジタルソリューションズ（株）北海道支社		

入 札 （ 見 積 ） 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
東芝デジタルソリューションズ（株）北海道支社		2,750,000					決定
(備 考)							


a 0 3 6 1 2 1 0 0 4 8 7 a

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 土木工事設計積算システム改修業務
- 2 業務内容 「土木工事設計積算システム」は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している積算システムである。本業務は、水道独自の部分である「水道積算システム」に関して、国交省および厚労省歩掛改定に伴う水道局独自歩掛の変更や設計積算の更なる効率化を図るため、水道仕様の積算体系改良及び施工単価の新規作成などを行い、適正な積算かつ精査しやすい積算システムへの改良を行うものである。
- 3 業者特定 東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道支社
- 4 特定理由 (1) 「土木工事設計積算システム」の著作権は上記業者が有しており、「水道積算システム」はその一部である。

(2) 「土木工事設計積算システム」は、財政局 工事管理室が開発及び保守管理を主管しており、その運用維持管理業務は上記業者が受託している。

以上の理由で、上記の業者を特定する。
- 5 根拠規定 「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号」に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第14－21－00003号		
件 名	水道記念館展示装置等保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 9日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	5,170,000 円	主 管 課	14 企画課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000060500 (株) 乃村工藝社北海道支店		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 乃村工藝社北海道支店		4,700,000					決定
(備 考)							


a 0 4 1 4 2 1 0 0 0 3 a

業者特定理由書

下記の理由により、業者を特定する。

記

- 1 件 名 水道記念館展示装置等保守点検業務
- 2 業者名 株式会社乃村工藝社 北海道支店
- 3 特定理由 当該展示装置機器は、上記業者が企画・製造・設置したものであり、機器装置などの動作制御方式や演示・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロールし作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知り得ない。
したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当する。

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 給配水管管理システム保守管理サポート業務
- 2 業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由 本業務は、給配水管管理システムの運用及び保守管理を行う業務である。
本業務は、当該システムのソフトウェア及びソフトウェアの周辺機器（サーバ、端末機、通信用機器等）の運用に必要な専門的技術情報を習得し、利用に関する権利を有している者でなければ業務を履行することができない。
上記業者は、当該システムの開発業者であるドコモ・システムズ（株）からシステムの利用権の許諾を受けた唯一の業者である。
以上のことから、上記業者以外では履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。